

三次市教育委員会議案第 22 号

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成 27 年 6 月 30 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令（案）

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱（平成 16 年三次市教育委員会訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項本文中「クに規定する学校管理下」を「ウに規定する学校訪問・生徒指導及びクに規定する学校管理下」に改め、同項ただし書中「，教員特殊業務」を「，家庭訪問による生徒指導（生徒指導実施経費支給要綱（広島県教育委員会平成 12 年 8 月 23 日制定）第 2 条に規定する家庭訪問に限る。）を行い、又は、教員特殊業務」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成 27 年 月 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行前にしたこれらの行為は、この訓令の相当規定によって行われた行為とみなす。